

ユニット型個室 利用料一覧表 (1ヵ月=30日あたり)

※令和6年8月1日～(令和6年度介護報酬改定に伴う居住費変更/日+60円)

要介護度1

(単位:円)

		サービス費	食費	居住費	合計
(1割負担)	第1段階	29,070	9,000	26,400	64.470
	第2段階	29,070	11,700	26,400	67.170
	第3段階①	29,070	19,500	41,100	89.670
	第3段階②	29,070	40,800	41,100	110.970
	第4段階	29,070	43,350	61,980	134.400
(2割負担)		58,140	43,350	61,980	163.470
(3割負担)		87,210	43,350	61,980	192.540

要介護度2

		サービス費	食費	居住費	合計
(1割負担)	第1段階	31,498	9,000	26,400	66.898
	第2段階	31,498	11,700	26,400	69.598
	第3段階①	31,498	19,500	41,100	92.098
	第3段階②	31,498	40,800	41,100	113.398
	第4段階	31,498	43,350	61,980	136.828
(2割負担)		62,996	43,350	61,980	168.326
(3割負担)		94,494	43,350	61,980	199.824

要介護度3

		サービス費	食費	居住費	合計
(1割負担)	第1段階	34,063	9,000	26,400	69.463
	第2段階	34,063	11,700	26,400	72.163
	第3段階①	34,063	19,500	41,100	94.663
	第3段階②	34,063	40,800	41,100	115.963
	第4段階	34,063	43,350	61,980	139.393
(2割負担)		68,126	43,350	61,980	173.456
(3割負担)		102,189	43,350	61,980	207.519

要介護度4

		サービス費	食費	居住費	合計
(1割負担)	第1段階	36,560	9,000	26,400	71.960
	第2段階	36,560	11,700	26,400	74.660
	第3段階①	36,560	19,500	41,100	97.160
	第3段階②	36,560	40,800	41,100	118.460
	第4段階	36,560	43,350	61,980	141.890
(2割負担)		73,120	43,350	61,980	178.450
(3割負担)		109,680	43,350	61,980	215.010

要介護度5

		サービス費	食費	居住費	合計
(1割負担)	第1段階	38,954	9,000	26,400	74.354
	第2段階	38,954	11,700	26,400	77.054
	第3段階①	38,954	19,500	41,100	99.554
	第3段階②	38,954	40,800	41,100	120.854
	第4段階	38,954	43,350	61,980	144.284
(2割負担)		77,908	43,350	61,980	183.238
(3割負担)		116,862	43,350	61,980	222.192

※上記以外の費用で、ご希望されるサービスに対し「別途かかる費用」

- 電気代1日30円(1製品につき)
- 預金通帳管理用1,500円(利用者様の貴重品について、当施設での管理をご希望される方)
- 散髪代1,500円(当施設が契約する理容師による散髪を利用された場合、1回につき)
- その他、外部サービス等をご利用の場合はその費用が別にかかります。

QRコードを読み取ることで
当事業所HPIにつながります。

サービス利用料金表 / ユニット型個室 利用料 ~費用の詳細~ ※令和6年8月1日～(令和6年度介護報酬改定に伴う居住費変更/日+60円)



QRコードを読み取ると
当事業所HPにつながります。

基本サービス費

要介護度	1	2	3	4	5
日	682円	753円	828円	901円	971円
月	20,460円	22,590円	24,840円	27,030円	29,130円

※サービス費と加算費用等は、1割負担時の金額です。2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の金額となります。

加算費用等

※原則として上記サービス費と合わせて下記加算が算定されます

サービス日数にかかる加算費用		
過去一定期間の新入所者様の要介護度により、いずれか一方が算定されます。	日常生活継続支援加算	要介護度の高い新入所者様が多く、質の高いケアを実施する体制を整えているための加算です。
	サービス提供体制強化加算	介護職員のうち、介護福祉士を8割配置する等、一定水準以上の介護体制を整えているための加算です。
	看護体制加算 (I)	常勤の看護師を配置し、一定水準以上の看護体制を整えているための加算です。
	看護体制加算 (I I)	法定の基準人数以上の看護職員を配置し、一定水準以上の看護体制を整えているための加算です。
	夜勤職員配置加算 (IV)	夜勤時間帯に介護職員を基準人数以上配置しているための加算です。
	個別機能訓練加算 (I)	個別機能訓練計画に対する同意に基づき、機能訓練が計画的に行われた場合にかかる加算です。
	栄養マネジメント強化加算	入所者ごとの栄養状態等の情報をLIFEに登録し、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用することによる加算です。
毎月にかかる加算費用		
	個別機能訓練加算 (II)	個別機能訓練計画等の情報をLIFEに登録し、機能訓練のために必要な情報を活用することによる加算です。
	ADL維持等加算 (I) (II)	所定の時期にADL値を測定し、LIFEに登録した6ヵ月目のADL値と比較して向上が認められることによる加算です。 ※比較値によりIまたはIIの算定となります。
	科学的介護推進体制加算 (I)	入所者ごとのADL値や栄養状態等の状況等に係る基本的な情報をLIFEで活用するための加算です。
入所時(再入所を含む)にかかる加算費用		
	初期加算	入所日から30日以内を上限として(30日以上入院後に退院された場合も同様)かかります。
	安全対策体制加算	研修受講担当者や配置し安全対策部門設置の上、組織的な安全対策実施体制が整備されているための加算です。
別途かかる加算費用		
	介護職員処遇改善加算(新・加算I)	令和6年6月～旧3加算(処遇改善・特定処遇・ベースアップ)を一本化し、介護職員等の処遇の改善を行う事への加算です。
		サービス費+加算の14.0%の額
入所者が下記内容に該当される場合に算定される加算費用		
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者様に対し、一定水準以上のサービスを提供するための加算です。
	外泊時費用	病院等へ入院した場合及び自宅などへ外泊をされた場合にかかります。(月6回限度)
	配置医師緊急時対応加算	医師が早朝、夜間又は深夜に診療を行い記録を行った場合にかかります。
		(早朝・夜間) 650円
		(深夜) 1,300円
	経口維持加算 (I) (II)	食事が経口で且つ摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し各職種が共同して栄養管理を行い経口での継続的な食事摂取を進めた場合にかかります。(共同で管理する職種に言語聴覚士等が加わる場合はIIも算定される)
		(I) 月400円
		(II) 月100円
	看取り介護加算	同意に基づき「看取りに関する指針」に従い看取り介護を行った場合にかかります。
		死亡日以前31～45日 72円
		死亡日以前4～30日 144円
		死亡日の前日・前々日 680円
		死亡日 1,280円

食費

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
日	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
月	9,000円	11,700円	19,500円	40,800円	43,350円

居住費

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
日	880円	880円	1,370円	2,066円
月	26,400円	26,400円	41,100円	61,980円

負担限度額認定対象者

第1段階	①市町村住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者 または ②生活保護受給者	(預貯金が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下)
第2段階	市町村住民税非課税世帯で年金収入等が80万円以下の方	(預貯金が単身650万円以下、夫婦1,650万円以下)
第3段階①	市町村住民税非課税世帯で年金収入等が80万円～120万円の方	(預貯金が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下)
第3段階②	市町村住民税非課税世帯で年金収入等が120万円超の方	(預貯金が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下)
第4段階	上記以外の方	

高額介護サービス費(サービス費の負担上限)

生活保護受給者等	15,000円 (世帯)
市町村住民税非課税世帯で年金収入等が80万円以下の方等	15,000円 (個人)
市町村住民税非課税世帯で年金収入等が80万円以下の方等	24,600円 (世帯)
市町村住民税非課税世帯の方	24,600円 (世帯)
市町村住民税非課税で課税所得が380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円 (世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円 (世帯)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円 (世帯)

※1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた時は、超えた分が払い戻される制度です。